

附属書二―D 関税に係る約束

第A節 関税の撤廃及び削減

1 一の品目に対する関税の基準税率及び当該一の品目の削減のそれぞれの段階における暫定的な関税率を決定するための実施区分については、当該一の品目ごとに各締約国の表に明示される。

2 段階における暫定的な率については、百分率の十分の一の位未満は切り捨て、又は税率が貨幣単位で表されている場合には各締約国の表に定めるものとする。

3 (a) 4 (a)に別段の定めがある場合を除くほか、この協定が第三十・五条（効力発生）1、2又は3の規定に従って締約国について効力を生ずる場合には、次のとおりとする。

(i) 当該締約国の表において実施区分の欄に「E/E」以外を掲げる品目について定める関税率については、この協定が当該締約国について効力を生ずる日に最初の削減が行われる。

(ii) 当該締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、関税削減の二回目の段階については、(i)の削減の翌年の一月一日に実施され、当該締約国のその後の各年の関税削減については、その後の各年の

一月一日に実施される。

(b) 4 (b)(i)に別段の定めがある場合を除くほか、この協定が第三十・五条（効力発生）4及び5の規定に従って締約国について効力を生ずる場合には、次のとおりとする。

(i) 当該締約国は、この協定が当該締約国について効力を生ずる日に、この協定が第三十・五条（効力発生）1、2又は3の規定に従って当該締約国について効力を生じたとしたならば当該締約国が同日までに実施したであろう関税削減の全ての段階を実施する。

(ii) 当該締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、(i)の規定に従って実施された関税削減の翌年の関税削減については、この協定が当該締約国について効力を生ずる日の後の年の一月一日に実施され、当該締約国のその後の各年の関税削減については、その後の各年の一月一日に実施される。

4 (a) この協定が第三十・五条（効力発生）1、2又は3の規定に従って効力を生じた締約国（以下この節において「原締約国」という。）は、この協定が同条4又は5の規定に従って効力を生じた締約国（以下この節において「新締約国」という。）について次の規定のいずれを適用するかを選択することができる。

- (i) この協定が当該新締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該原締約国の表を適用する。
  - (ii) この協定が当該原締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該原締約国の表を適用する。
- (b) 原締約国が、(a)(i)の規定に従い、この協定が新締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該原締約国の表を適用する場合には、当該新締約国は、当該原締約国について次の規定のいずれを適用するかを選択することができる。
- (i) この協定が当該新締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該新締約国の表を適用する。
  - (ii) この協定が当該原締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該新締約国の表を適用する。
- (c) 原締約国は、第三十・五条（効力発生）5に規定する委員会による署名国についての肯定的な決定の日の後十二日以内に、当該署名国についての(a)の規定に基づく自国の選択について当該署名国及びその

他の締約国に通報する。当該署名国は、同条5に規定する委員会による当該署名国についての肯定的な決定の日の後二十四日以内に、当該署名国に対して(a)(i)の規定に基づいて自国の表を適用するとの自国の選択を通報した各原締約国についての(b)の規定に基づく自国の選択を他の締約国に通報する。

(d) 原締約国は、(c)に定めるところに従って(a)の規定に基づく選択を通報しない場合には、この協定が新締約国について効力を生ずる日に(a)(ii)に定めるところに従って当該新締約国について自国の表を適用する。新締約国は、(c)に定めるところに従って(b)の規定に基づく選択を通報しない場合には、この協定が当該新締約国について効力を生ずる日に(b)(ii)に定めるところに従って原締約国について自国の表を適用する。

(e)(i) (a)(i)に定めるところに従って新締約国について自国の表を適用する原締約国は、第二・四条（関税の撤廃）5の規定に従って当該新締約国についてこの附属書の自国の表に定める原産品の関税の撤廃時期を一方的に繰り上げることができる。

(ii) (b)(i)に定めるところに従って原締約国について自国の表を適用する新締約国は、第二・四条（関税の撤廃）5の規定に従って当該原締約国についてこの附属書の自国の表に定める原産品の関税の撤廃

時期を一方的に繰り上げることができる。

(f) この協定の他の規定にかかわらず、この協定が、原締約国が(a)(i)に定めるところに従って自国の表を適用することを選択した新締約国について効力を生ずる日に、

(i) 当該原締約国が当該新締約国からの原産品の関税の撤廃時期を一方的に繰り上げる場合には、当該原締約国は、その後<sup>に</sup>その繰上げを取り消してはならない。

(ii) 当該新締約国が当該原締約国からの原産品の関税の撤廃時期を一方的に繰り上げる場合には、当該新締約国は、その後<sup>に</sup>その繰上げを取り消してはならない。

5 締約国は、この附属書の当該締約国の表において一の品目について定める実施区分と特定の年における当該一の品目について定める関税率との間に乖離<sup>かい</sup>が生ずる場合には、当該一の品目について定める実施区分に従って要求される率を適用する。

6 この附属書及び締約国の表の規定の適用上、

(a) 「一年目」とは、

(i) (ii)及び(iii)に規定する場合を除くほか、この協定が第三十・五条（効力発生）1から3までの規定に

従っていずれかの締約国について効力を生ずる年をいう。

(ii) 原締約国の表において、当該原締約国が4(a)(i)に定めるところに従って自国の表を適用することを  
選択した新締約国の産品については、この協定が当該新締約国について効力を生ずる年をいう。

(iii) 新締約国の表において、当該新締約国が4(b)(i)に定めるところに従って自国の表を適用することを  
選択した原締約国の産品については、この協定が当該新締約国について効力を生ずる年をいう。

(iv) (ii)及び(iii)の規定にかかわらず、

(A) 締約国の表に定められ、かつ、全ての締約国の原産品について適用される関税割当て又はセーフ  
ガード措置の適用上、一年目とは、この協定が第三十・五条（効力発生）1の規定に従っていづれ  
かの締約国について効力を生ずる年をいう。

(B) 締約国の表に定められ、かつ、二以上の締約国（全ての締約国である場合を除く。）の原産品に  
ついて適用される関税割当て又はセーフガード措置の適用上、一年目とは、当該締約国の表に定め  
る意味を有する。

(b) 「二年目」とは、一年目の後の年をいい、「三年目」とは、二年目の後の年をいい、「四年目」と

は、三年目の後の年をいい、その後も同様とする。

(c) 「年」とは、締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、一月一日に始まり十二月三十一日に終わる暦年をいう。

7 この附属書の締約国の表においてセーフガード措置が適用できると特定される品目については、当該締約国が原産品に適用するセーフガード措置の実施方法は、当該締約国の表の付録Bに定める。

#### 第B節 関税率の差異

8 この附属書の締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国は、この附属書の当該輸入締約国の表に従って関税上の特惠待遇が要求された時に他の締約国に対して同一の原産品について異なる関税上の特惠待遇を適用する場合には、軽微な作業以外の最終生産工程が行われた締約国の原産品に対する関税率を適用する。

9 8の規定の適用上、「軽微な作業」とは、次のものをいう。

- (a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保存することを確保する作業
- (b) 包装、再包装、貨物の仕分又は産品を小売用にする事（瓶、缶、プラスチック、袋、ケース又は箱に詰

める作業を含む。）。

- (c) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
- (d) セット、詰合せ、キット又は複合的な産品を構成することを意図した産品の収集
- (e) (a)から(d)までに規定する作業の組合せ

10 8の規定並びにこの附属書の締約国の表に定める適用可能な規則及び条件にかかわらず、輸入締約国は、輸入者が次のいずれかの関税上の特惠待遇を要求することを認める。

- (a) いずれかの締約国からの原産品に適用される最も高い関税率
- (b) 生産工程が行われたいずれかの締約国からの原産品に適用される最も高い関税率